

学校いじめ防止基本方針

上天草市立湯島小中学校

1 いじめの定義について

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

いじめ防止対策推進法2条1項

この定義に基づき、いじめは個々の行為やけんかやふざけ合いが「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断することが必要である。

《 例として 》

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり殴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷やいやなことをされたりする。等

以上の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察等に相談、通報をし、関係機関等と連携を取ることが必要となる。

2 基本理念について

(1) いじめの禁止

いじめの防止等の対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築することである。加えて全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをしっかりと行うことである。そして、さらにいじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) いじめの防止に関する基本方針

- ① いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒自身が十分理解できるようにすることである。
- ② いじめはどの児童生徒にもいつでも、どこでも起こりうることであり、それを踏

まえ、いじめの未然防止の観点を持ち、いじめをうまない土壌づくりに向け、学校・家庭・地域が一体となった取組を行うことである。

(3) 学校・教職員の責務

私たち湯島小中学校の職員は、学校教育目標である「夢の実現を目指し、大自然の中で、心身を鍛え主体的に学ぶ湯島っ子」という児童生徒の育成のため、このいじめ防止の基本方針にのっとり、児童生徒の保護者、地域住民、関係機関の連携を図りつつ、学校全体で取り組むものであり、適切かつ迅速な対処及び対応を早期にとるべきものである。また、児童生徒の思いやりの心を育て、生命や人権を大切にす道徳教育や心の教育を充実させることで豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重し合える態度など思いやりのある児童生徒の育成をめざしていくことである。

そのために、私たち教職員は、授業づくりや集団づくりの充実により、規律や学力、そして何よりも自己有用感のある取組を充実させていくべきである。また、いじめ防止のための対策に関する研修、カウンセリング能力の向上、資質の向上に必要な研修を率先して実施していくものである。

3 いじめ対策について

(1) 学校の対応として

① 対応の考え方

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。また、**教職員がいじめを発見したり、相談を受けた場合は、速やかに報告し、組織的な対応を行う必要がある。あわせて、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。**特にいじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行う」必要がある(いじめ防止対策推進法※以下法とする28条1項)。

② いじめの早期発見を目指した対応

「在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制」を整備することが義務付けられた(法16条3項)。その際、「家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が、養護されるよう配慮する」(法16条4項)とあり、**被害児童生徒を徹底して守り通すことが大切である。**また、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために学校に対し、いじめ防止対策組織の設置が義務付けられている(法22条)。この組織は、「複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成」される必要がある。

③ いじめを行った児童生徒に対する指導の徹底

校長、教員は「在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適当に、当該児童等に対して懲戒を加える」ことが求められている(法25条)。いじめを行った児童生徒の**人格の成長を旨として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携のもと、毅然とした態度で指導を行う。**

指導の徹底という観点から「いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために」、性行不良に基づく出席停止措置等を速やかに講じるべきことが、市町村教育委員会に対して義務付けられている(法26条)。

(2) 具体的な対策として

① いじめ防止対策のための組織：(法第22条により、組織の設定をする。)

組織：子どもを見つめる会(※月一回の子どもを見つめる会と同時展開あり)

構成：校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談、特別支援コーディネーター

役割：いじめに関する情報の収集及び共有・外部組織への協力要請、警察通報・いじめの事実確認・いじめ防止及び早期発見・対策案検討・アンケート調査実施と結果分析、対応・該当生徒への指導、被害生徒へのケア・該当保護者への対応・学級への指導体制強化・支援

回数：学期1回 ※生徒指導部会との併用となり、事案に応じて変化

② 未然防止

- 児童生徒とともに生活し、児童生徒の小さな変化にも気づける教師をめざす(五感全てを使い、気づき、感じ、動ける教師として・・・連絡調整、相談力等の向上)
- 道徳教育の充実(道徳授業の充実)
- 学級経営の充実(仲間づくり：集団作りの実践、校外学習、児童会や生徒会の取組、体育大会等)
- 「わかる・できる授業」づくり(校内研修の充実・・・校内研修推進事業等の活用)
- 「命を大切に作る心」を育むプログラムの実施
- 環境美化、安全点検を定期的実施する(地域活動、児童会生徒会活動)
- 登校時の小中合同あいさつ運動の実施(毎月初め)
(地域の方々も月に一回はあいさつ運動に参加していただく)
- 登校時パトロールの実施(地域学校共同活動として年30回程度、不審者対応等)
- 教育講演会の実施(児童生徒・保護者向け)(PTAや学校主催等)
- 人権旬間の取組・人権集会の充実
- インターネット上の対応について、スマホ、携帯の扱い方等の研修会の実施
- 教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめ防止等に向けた実践的指導力を向上させるための校内研修等の充実

③ 早期発見

- 毎朝の健康観察(朝の会)、授業や休み時間、昼食時の観察など
- 年3回の教育相談週間での観察(学級担任、小中学校全職員との教育相談が可能とする)
- 「心のアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)」等の活用
- 関係機関との連携

【家庭でわかるいじめ発見のポイント】

★ 保護者から子供の家庭での様子について、以下のような相談があったらいじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(傷跡などを見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・ 寝つきが悪かったり夜眠れない日が続く。
- ・ 表情が暗くなり言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりしている。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり涙を流したりしている。

- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。

④ いじめの認知及び解消

- 意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、加害者がすぐに謝罪し、教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟な対応も可能であるが、この場合においても法が定義するいじめに該当するので、「子どもを見守る会」で情報共有を行う。
- いじめ解消の判断については、以下の2点に照らして行う。
 - ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月）こと。

⑤ 早期対応

- 子どもを見守る会（生徒指導委員会）の月一回の確実な実施
 - ※生徒指導委員会以外でも何か気になることがあれば生徒指導担当者まで報告
- 生徒指導委員会を校長直属の組織とし、早期発見、早期対応に努める。
- 生徒指導委員会で情報交換、対策作成し、即、学年職員での動きにつなげる。
- 生徒指導委員会で重篤な問題と判断された場合には、特別対策会議を招集し、スクールカウンセラーや学校外の関係機関職員にも参加を要請し、対策を立て実行する。
- 「心のアンケート」等からの対応
- 関係保護者への丁寧な説明と協力依頼を大切にする（警察等関係機関との連携）。

⑥ インターネットやSNS上のトラブルの対応

インターネットやSNS上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。児童生徒がいじめの加害者・被害者にならぬよう湯島小中学校では以下のことに取り組む。

- 入学時あるいは、授業及びPTA研修会での協議等を通じて、取扱いについての注意、情報モラル等について児童生徒・保護者等への啓発活動を実施する。
- ネット上の不適切な書き込み等について削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるとともに、警察や県関係機関に相談する。
- 天草教育事務所、上天草市教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 携帯等の最新情報の収集に努め、教職員間でその情報の共有化に努めるとともに、最新のネット機能の対応についての研修にも努める。

⑦ いじめ基本方針等の扱いや情報対応の啓発について

- 学校運営協議会やゆしま教育会議、地域等関係機関、関係者に情報提供するとともに地域住民を巻き込んで地域ぐるみの防止対策を講じていく。
 - ※PTA研修会、学校便り（自治会への配付、回覧）、学校運営協議会等々
- 学校評価の項目に入れ、保護者、児童生徒等の評価も活用していく。常にPDCAサイクルの活動として見直しを図っていく。

以上の②③⑤⑥の繰り返しで、いじめ防止効果を向上させていく

★ 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号
天草教育事務所（指導課）	0969-22-4775
〃 学校支援アドバイザー	0969-22-4127
上天草市教育委員会（指導課）	0969-28-3365
熊本県中央児童相談所	096-381-4451
上天草警察署	0964-56-0110
肥後っ子テレホン （熊本県警察本部少年課）	0120-02-4976
熊本いのちの電話	096-353-4343

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の発生と調査

重大事態とは、法第28条第1号及び第2号から以下の5項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、調査を行う。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

※「相当の期間」…不登校の定義から30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は学校の設置者又は学校の判断で迅速に調査等を行う必要がある。

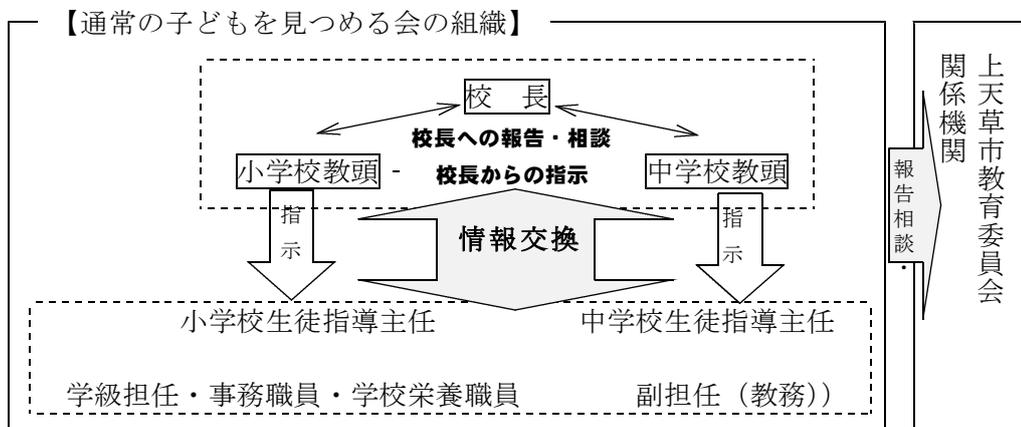
また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

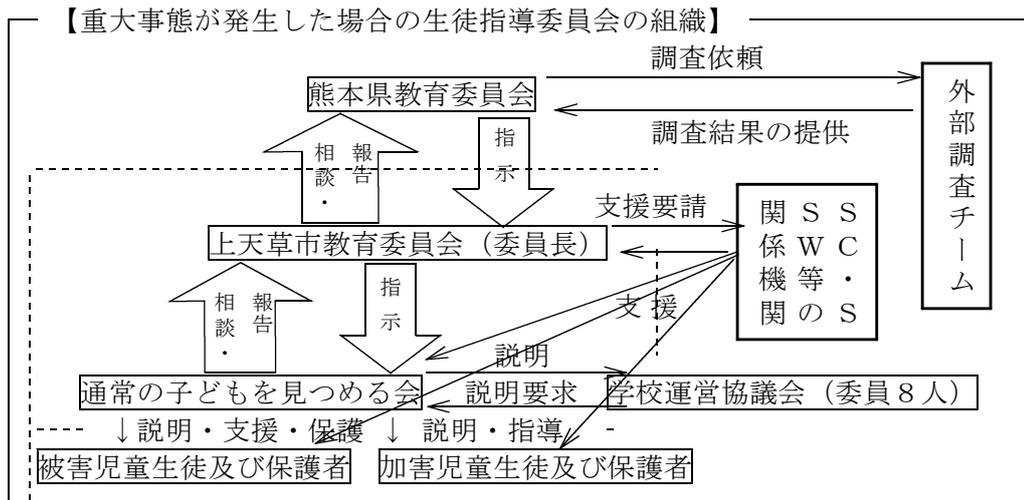
② 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

学校は重大事態が発生した場合、上天草市教育委員会を通じて天草教育事務所（県教育委員会）に報告するとともに、調査組織を設置し速やかに調査等の措置を講ずる。

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこと通されている「いじめの防止等の対策のための組織（※子どもを見つめる会）」を母体として、当該重大事態の性質や様態に応じて適切な専門家を加えることとする。

※専門家を加える際は、委員の過半数を第三者である外部の専門家とすることや委員長を外部の専門家等が努めるなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。





調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。「事実関係を明確にする」とは重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつから）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることをいう。

③調査の実施

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、当該児童生徒から聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査・聞き取り調査を行う。なお、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先すること。また、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させること。

いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と協議のうえ、調査に着手する。

重大事態が発生した場合、関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が拡がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした場合、学校は上天草市教育委員会と連携し、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

④調査結果の提供及び報告

学校は、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。なお、この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。また、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮することとする。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

学校は調査によって明らかになった事実関係を、上天草市教育委員会を通じて天草教育事務所（熊本県教育委員会）へ報告する。

（４）その他

- ・ 湯島小中学校の「学校いじめ防止基本方針」は、国や県のいじめ防止基本方針の改定や学校の実態を受けて、随時見直しを行うものとする。
- ・ 湯島小中学校の「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページ等で地域に公表するものとする。

〈いじめ防止のための年間活動計画〉

月	いじめ防止のための取組		備考
	教職員の取組	児童生徒の取組（小中合同）	
4月	子どもを見つめる会（定例）	歓迎遠足での異学年（小中）交流ゲームの企画・運営 あいさつ運動（毎月初日）	
5月	子どもを見つめる会（定例）	体育大会創作ダンス自主練習	
6月	子どもを見つめる会（定例） 心のきずなを深める月間の取組（学活等での授業） 心のアンケート・教育相談 小中合同行事（ウニ取り・海岸清掃）の実施	児童会・生徒会での人権標語作成の取組	学校作成のアンケート
7月	子どもを見つめる会（定例）	↓	
8月	子どもを見つめる会（定例及び1学期の取組の見直し）		
9月	子どもを見つめる会（定例）	あいさつ運動（毎月初日）	
10月	子どもを見つめる会（定例）	ふわふわことば掲示板作成	
11月	子どもを見つめる会（定例） 心のアンケート・教育相談	人権集会での発表	県のアンケート
12月	子どもを見つめる会（定例及び2学期の取組の見直し）	地域の高齢者への花の贈り物活動及び年賀状作成	
1月	子どもを見つめる会（定例）		
2月	子どもを見つめる会（定例） 心のアンケート・教育相談		学校作成のアンケート
3月	子どもを見つめる会（定例及び3学期の取組の見直し・次年度の計画作成）	友達への感謝の手紙作成 ↓	